青梅梨の木保育園の保護者の皆様へ

本日緊急園長会がありました。東京都からの具体的な要請が出るのが明日10日ですので、変更がでるかもしれませんが、すでに決まっていることもありますので、取り急ぎお知らせいたします。

緊急事態宣言の期間　令和2年4月8日（水）～5月6日（水）［2日（土）］

１　保育園の登園については、**原則自粛**となります。

２　登園できる園児（世帯）について

　　次の条件に該当する日で、園児を他に預ける先がない場合は、登園可能となります。

　　⑴　同居の家族の大人全員が出勤をする日

　　⑵　入園要件が疾病の保護者については、通院する日

　　⑶　出産要件の保護者については、入院を要する日および退院後２週間程度。

なお、通院等により保育を必要とする場合は、園にご相談ください。

流産の危険があり、自宅安静の場合もご相談ください。

３　保育時間について

　　開園時間7:00～18:00　　延長保育は行いません。

　　勤務が終了後、速やかにお迎えに来てください。

４　保育料の減額について

　　新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛していただいた園児について、保育料の減額を行います。

　　⑴　対象園児　0歳～2歳クラス

　　⑵　対象期間　令和2年3月25日（水）～5月2日（土）

５　副食費（給食費）の減額を行います。（保育園対応）

　　新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛していただいた園児について、副食費の減額を行います。

　　⑴　対象園児　3歳～5歳クラス

　　⑵　対象期間　令和2年4月8日（水）～5月2日（土）

　６　お知らせとお願い

　　　⑴　都の要請内容により、上記の内容に変更が出る場合があります。

　　　⑵　保育園で感染者（園児、職員、同居の保護者）が出た場合は、一定期間閉園となります。そして濃厚接触者は、2週間隔離されることがあります。職員も感染を防ぐ行動に取り組んでおりますが、保護者の皆様にもなお一層の危機感を持っていただき、感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

　　　※　今後市役所より通知がでますので、配布いたします。自粛していただいているご家庭には送付いたします。

令和2年4月9日　園長　宮川美子